

要望書（回答）

1 IR構想の強力で継続的な推進

【回答】（総合政策部国際リゾート戦略室）

人口減少と少子高齢化が進む本市においては、将来も持続可能なまちづくりを続けていくために、知恵を絞って様々な施策にチャレンジしていかなければならないと考えております。

IR誘致はその施策のひとつであり、本市における新たな雇用の創出や地域経済の活性化に大きく寄与するものと考え、これまでチャレンジしてまいりました。

また、アフターコロナ対応においては、観光産業が果たす役割は大きいものと考えており、IRは北海道の観光産業に貢献するものと認識しております。

IRの申請主体である北海道は、北海道らしいIRのコンセプトの構築に向けて計画的に取り組む旨の考え方を示していることから、本市としては、引き続き必要な取組について協力してまいりたいと考えております。

2 災害に強いまちづくりの構築

イ) 津波浸水予測に基づく津波対策の早期構築

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

太平洋沿岸の津波につきましては、北海道が国の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」に基づき検討を進め、令和3年7月に、新たな津波浸水想定を公表しました。

市としましては、この新たな津波浸水想定に基づき、現行の津波ハザードマップの改訂作業を進めるとともに、避難に係るハード対策の必要性についても並行して検討してまいります。

ロ) 地震時の液状化を防止する工事など、液状化対策の検討

【回答】（都市建設部 担当）

液状化対策につきましては、建築物や橋梁等の土木構造物などの設計に際して、地質調査から得られる柱状図等を基に、必要に応じて検討を行っており、対策が必要とされた場合につきましては、適切な対策を設計計上しております。

また、小規模構造物の機能や安全性など、影響が小さいと判断できる場合につきましては、基準書等に基づき考慮する必要がない場合もございますが、引き続き、液状化対策を必要とする工事においては、対応を図ってまいります。

ハ) 急傾斜地の崩壊や地すべり等に関する土砂災害対策の早期構築

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

急傾斜地等の土砂災害対策につきましては、土砂災害対策防止法に基づき、主に大雨の際の避難などソフト対策を講じることとされております。

市内の危険箇所につきましては、令和元年度までに北海道による基礎調査が終了し、市において地域説明会を開催のうえ、令和2年度で、全ての対象地域のハザードマップを作成したところでございます。

なお、近年では地震動や開発行為に起因する土砂災害も発生しておりますが、市としましては、国や北海道の動向を注視し、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

ニ) 緊急車両の動線や市民の避難路確保（無電柱化・市道舗装道路平坦性の早期改善）

【回答】（都市建設部道路建設課 担当）

無電柱化につきましては、これまで国道の道路管理者である北海道開発局室蘭開発建設部において、国道36号の市中心部で苫小牧栄町電線共同溝事業が進められてきました。また、「今後については、国道276号の新中野町・若草町地区において、苫小牧新中野町電線共同溝事業を進めていく」と伺っており、現在工事が進められているところでございます。

市といたしましても、令和3年度より「無電柱化を推進する市区町村長の会」に参加しており、無電柱化事業についての情報収集に努めてまいります。

また、道路の平坦性については、路面性状調査の結果に基づき国の交付金等を活用しながら修繕工事を進めております。

歩道につきましても道路パトロールや地域要望をもとに適宜修繕工事を行っており、平坦性の確保に努めてまいります。

3 苫小牧東部地域への企業誘致及び地元企業の活用

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

国家的プロジェクトである苫小牧東部地域の開発推進については、【苫小牧東部開発新計画】及びその段階的な開発の具体的な方向付けとなる【進め方】において所要の施策を進めており、令和元年8月に策定された第3期進め方では、幅広い産業開発を進めるとともに、成長期待産業等の育成及び戦略的な条件整備を推進することとしています。

また、市は、苫小牧東部地域におけるCCUS大規模実証試験に関連する企業・試験研究施設の立地や大規模災害支援拠点の整備など、国主導の公的プロジェクトの導入について、国に要望しております。要望の実現により、新規企業の誘致や地元企業の活用、雇用の創出に繋がることから、国に対しての要望活動を継続するとともに、関連する企業への積極的な誘致活動を推進してまいりたいと考えております。

4 都市環境の整備促進

イ) 市道東部南通線（臨港道路 東港南通）の勇払橋架替及び道路拡幅

【回答】（都市建設部道路建設課 担当）

勇払橋の架け替えと道路拡幅につきましては、北海道が管理する二級河川安平川の河川改修計画に基づく形状で架け替える必要があり、現在、建設中の河道内調整地をはじめ、河口部における河道拡幅や築堤整備を実施することとされております。

このため、勇払橋の架け替え及び道路拡幅には、この河川改修計画との整合性や事業化のタイミングを図る必要がありますので、今後におきましても、安平川の河川管理者である北海道室蘭建設管理部と協議を行いながら、検討を進めてまいります。

ロ) 美沢錦岡通の道路整備促進

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

都市計画道路である美沢錦岡通は、市街地を通過せずに広域的な移動を可能にするほか、災害時における避難ルートの確保など、市民生活の安全・安心のためにも重要な路線であると認識しております。

また、本路線の整備により、昨年12月に開通した苫小牧中央ICへのアクセスも容易となり、整備効果を高める上でも非常に有効なものとなります。

本市では、これまで一部区間を市道として暫定的に整備してきたことに加え、北海道に対する重点要望事項として道道昇格による整備を要望してきたところですが、市民の安全・安心の確保や利便性向上に向け、引き続き、重点要望事項として北海道に対し整備促進を要望してまいります。

ハ) 中心市街地への居住の促進

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

本市では、まちなか再生総合プロジェクト（CAP）の取組みとして、まちなかの定住人口を増加し、にぎわいの回復を図るため、「まちなか居住の推進」を基本方針の一つに位置付け、「苫小牧市賃貸住宅建設補助金」制度を設けております。

市内不動産関連団体（宅建協会）会員に対してアンケート調査を実施した際に、面積要件について緩和を希望する声があったため、今年度より、単身世帯向け住宅も補助の対象とするよう要件を一部緩和したところです。

今後とも、「空き店舗・空きテナント活用事業」や「まちゼミ」などによる商業の活性化、「イベント等の開催支援」によるにぎわいの創出、「ココトマ等交流施設の活用推進」、「公共交通の利用者の満足度を高める取組」など、生活環境の充実に努めながら、まちなか居住を推進してまいります。

ニ) 都市浸水対策及び下水道施設の老朽化対策推進（集中豪雨等による冠水対策）

【回答】（上下水道部下水道計画課）

大雨対策につきましては、平成27年度に雨水管の整備基準を引き上げ、全市的に10年に1度の大雨に対応した雨水管整備を実施しているほか、新たな雨水ポンプ所の整備や排水能力を増強するなどの大雨対策を実施しております。近年は全国各地で大雨被害が発生している状況であることから、大雨に対する市民生活の安全・安心を確保するため、引き続き浸水被害を軽減する対策を実施してまいります。

また、下水道施設の老朽化対策は、国の支援制度を活用しストックマネジメント計画に基づき対策を進めております。

今後は、下水道管の標準耐用年数である50年を経過する下水道管が増加する見込みとなっていることから、引き続き国の支援制度を活用しながら、計画的かつ効率的に老朽化対策を実施してまいります。

ホ) 植苗・美沢土地利用計画の整備促進

【回答】（総合政策部空港政策課 担当）

平成23年度に見直した「苫小牧市植苗・美沢地区土地利用計画」については、新千歳空港24時間運用拡大に伴う地域振興策の推進や、再編関連訓練移転等交付金などを活用した事業を実施し、地域環境を活かしたまちづくりを進めています。

現在、星ヶ丘団地内への道営住宅（第3期分）を建設中であり、北海道と連携を図りながら、生活環境の向上に向けた取り組みを進めています。

また、本計画の見直しから概ね10年が経過していることから、次期計画策定に向けて、アフターコロナを見据えた新千歳空港周辺の活用など、時代に見合った実効性のある事業を計画し、都市環境の整備促進に努めてまいります。

へ) JR線新千歳空港駅から苫小牧方面への増便などアクセス向上

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

JR新千歳空港駅から苫小牧方面へのアクセス向上につきましては、観光客をはじめとした空港利用者の利便性向上のほか、道南方面を含む広域観光への誘客促進に大きく寄与するものと考えております。

本市としましては、最重点要望事項に位置付け、国や北海道に対して要望を行っているほか、北海道におきましても、北海道知事をはじめ、市長会や経済界など「オール北海道」で国に要望しているところでございます。

今後につきましても、北海道やJR北海道など関係機関と緊密に連携を図りながら、道内広域での機運醸成を働きかけるなど、アクセス向上の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

ト) 苫小牧登別通（仮称）の道路整備の早期実現

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

白老町と本市を結ぶ広域幹線道路としては、現状においては国道36号の1ルートしか確保できていない状況となっております。

昨年3月に国道36号の4車線化が完成したところではありますが、本路線の実現により、東胆振地域の道路ネットワークが更に強化され、噴火や津波など災害時における地域の安全・安心の確保につながるものとなります。また、昨年7月に開業した

ウポポイ（民族共生象徴空間）への円滑なアクセスも可能となることから、広域的な観光産業の進展にも寄与するものと考えております。

これまでも白老町と連携しながら、本市の最重点要望事項として北海道に対して道道昇格による整備を要望してきたところではありますが、今後につきましても、この活動を継続していきたいと考えております。

チ) 都市再生コンセプトプラン策定と早期実現

【回答】（総合政策部国際リゾート戦略室）

苫小牧都市再生コンセプトプランは、人口減少・少子高齢化が進む中、まちの魅力の向上により交流人口の増加を目指し、本市が掲げるものづくり産業のさらなる展開、臨海ゾーンにおけるロジスティクスの展開、臨空ゾーンにおける国際リゾートの展開という3つの成長戦略の方向性と具体的な取組を掲げ、本市の強みである環境と産業の共生する持続可能な都市の実現に向けた、将来のまちづくりを示しております。

本コンセプトプランは、関連する各計画、施策における具体的な取組の中で、それぞれ期間を設定しながら計画的に進めていくことになるものと考えています。

そのような中、市民ホールが令和8年3月に供用開始予定であり、本市の中心市街地におけるまちづくりのひとつのポイントになることから、まずはこの令和8年を目標に具体的な取組を進めていくことが重要であると考えています。

現在、駅前周辺も含めたコンセプトプランのエリアの方向性をまとめるべく事業を進めていますが、これからのCAPのあり方、今後策定予定の立地適正化計画の方向性も踏まえながら、本市の様々な施策を多角的に捉え、関係部署と連携して本市のまちづくりの具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

5 令和4年度公共事業の予算枠拡大並びに発注時期の平準化

【回答】（財政部財政課）

令和4年度の公共事業は、継続事業となっている日新団地の建替や沼ノ端中学校大規模改修事業などに取り組んでまいりますが、公共事業につきましても、国の地方に対する様々な経済対策や地財計画を踏まえ、財政の健全性を確保しながら予算化に努めてまいります。

（財政部契約課）

発注に当たりましては、債務負担行為等を活用し、早期発注や施工時期の平準化に努めているところでございます。

また、平成30年6月から試行実施していた「余裕期間制度」につきましては、対象工事受注者の多くが活用している状況であったことから、令和3年度に本格実施としており、施工時期の平準化に一定の効果があるものと考えているところでございます。

6 発注工事に関する改善

イ) 土木・建築工事における、あらゆる発注工事の地元企業の活用

【回答】（財政部契約課、都市建設部 担当）

本市では苫小牧市公契約基本方針に基づき、地元企業の優先活用を図っているところでございます。

本市発注の工事につきましては、市内に受注業者がいない、または限られている場合など、十分な競争性が確保されない恐れがある場合を除き、地元企業であることを応札の条件としており、今後も引き続き継続し実施してまいります。

大規模工事・高度な技術を要する工事につきましては、特殊な条件がある場合などを除き、今後においても地元企業の優先活用を前提に対応してまいります。

ロ) 働き方改革推進に向け週休2日制等に対応した工期の設定

【回答】（財政部契約課 担当）

本市では建設業の働き方改革、人手不足対策などの観点から、令和3年度より、発注工事における週休2日制の試行導入を実施しておりますが、工期設定につきましては、従前より「準備期間」、「施工に必要な実日数」、「土日祝日や夏季休暇、年末年始、降雨日などの不稼働日」、「後片付け期間」を合わせたものとなり、週休2日を考慮した工期設定としているところでございます。

今後、週休2日制の本格導入を実施する際には、国や北海道、近隣市町村の動向や事業者アンケート等を踏まえ、適正な工期の設定方法につきましても検討していきたいと考えているところでございます。

ハ) 労務単価、建設資機材の実勢価格の把握と反映（見積活用方式の導入）

【回答】（財政部契約課 都市建設部 担当）

発注金額の設定につきましては、単に実績額のみを指標にすることなく、資材や人件費の価格上昇など市場実態や物価動向を反映した額とするよう努めているところでございます。

見積活用方式の導入につきましては、北海道等において入札不調・不落が発生している工事に対する対策の一環として試行導入しておりますが、本市におきましては、工事の入札不調・不落が続く状況となっていないことから、現在、導入の検討には至っていないところでございます。

しかしながら、市といたしましても課題の一つと認識しておりますことから、今後、入札不調・不落が続き実勢価格との乖離が想定される際には、他市町村の状況等を調査・研究し、導入について検討していきたいと考えているところでございます。

契約後における賃金や資材費等の急激な変動につきましては、インフレスライドや単品スライドを適用し、対応しているところでございます。

ニ) 受注後の資材調達期間及びその他施工不可能期間等の経費反映

【回答】（都市建設部 担当）

建築工事における資材調達期間の経費反映につきましては、受注後の資材調達は契約工期内で行うものと考えており、その工期に対する経費は見込まれております。

また、施工不可能期間等の経費反映に対しましては、冬期間（12月16日から3月15日）の自主施工期間を設けた場合、資材のリース費用を計上しておりますが、経費につきましては、定められた取扱要領に則り「共通仮設費」「現場管理費」の算出に用いる工期から、自主施工期間を除外して算出しております。

しかしながら、昨今の社会情勢を踏まえ、特別な理由により資材調達に遅れが生じた場合や、資材加工に時間を要した場合は、発注者と受注者において協議を行い、必要に応じた対応を今後も努めてまいります。

土木工事における資材調達期間における経費反映につきましても、建築工事同様に、受注後の資材調達期間として経費を見込んでおります。

その他不可能期間等については、土木工事積算要領に基づき、工事の一時中止期間に伴う現場維持等の費用として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとしております。

ホ) 工事発注前の三者協議の実施

【回答】（都市建設部 担当）

今までも工事着手前に個別の協議は、必要に応じ実施しているものと考えます。

しかしながら、三者が協働し技術的知識を相互に交換することで、円滑な工事運営、現場での効率化につながるのであれば、さらなる協議の場を工事着手前につくるなどの対応を図ってまいります。

へ) 電子入札の段階的な導入

【回答】（財政部契約課）

本市では入札手続の透明性確保や事務効率化の観点などから、苫小牧市公契約改革プランの令和3年度から令和5年度における取組の一つとして、令和4年度末に電子入札導入を予定しており、現在、実施に向けて内部協議を進めているところでございます。

なお、現在の郵便入札における積算期間につきましては、案件を公表してから入札書発送期限までの期間において、建設業法に定める見積期間を設定していることをご理解願います。